

桐生市有鄰館使用料金表

●お申し込み及び手続き

ご使用期日の10日前までに、有鄰館使用申請書を当館事務所に提出してください。
 ※催しの内容によっては、使用できない場合がありますので、あらかじめ内容等をご提示ください。

●使用時間

ご使用時間は、原則として午前9時から午後9時までです。

●休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)・年末年始(12月28日～1月4日)
 ※上記以外の休館日はホームページでご確認ください。(右QRコード参照)



●施設の料金(単位:円)

施設名	9時～21時(全日)		9時～13時		13時～17時		17時～21時	
	平日	日曜休日	平日	日曜休日	平日	日曜休日	平日	日曜休日
煉瓦蔵	5,500	11,000	1,100	2,200	2,200	4,400	3,300	6,600
味噌・醤油蔵	2,750	5,500	550	1,100	1,100	2,200	1,650	3,300
塩蔵	1,650	3,300	330	660	660	1,320	990	1,980
酒蔵	2,200	4,400	440	880	880	1,760	1,210	2,640
穀蔵	—	—	—	—	—	—	—	—
洋酒蔵	550	1,100	100	220	220	440	330	660
その他 (ゲストルーム・広場等)	550	1,100	100	220	220	440	330	660

※3,000円以上の入場料等を設定されている場合の使用料は、上記料金に150/100 乗じて得た額とさせていただきます。

※準備等のため使用するときの施設使用料は規定使用料の1/2 の額です。

●設備使用料

設備	使用料	設備	使用料
照明器具	500W未満 1灯1回 50円	冷暖房	1回 1,100円
	500W以上 1灯1回 100円		電源
音響器材 一式 3,300円	持ち込み料	音響調整器一式 330円	
調光器材 一式 3,300円		照明器具一式 550円	
ピアノ 1,100円		各器具1個につき 500W未満 1回 50円	
			500W以上 1回 100円

※1回の設備使用料は、9時～13時・13時～17時・17時～21時の4時間単位となります。

※準備等のため使用するときの設備使用料は、規定使用料の1/2の額です。(冷暖房等は除く。)

<参考>

- ・使用料の減免の対象となるもの
 - 1 市及び市教育委員会が主催・共催するもの 100/100
 - 2 市及び市教育委員会が後援するもの 30/100
- ・施設・設備使用料合計の10円未満の端数は切捨てといたします。

桐生市有鄰館

〒376-0031 群馬県桐生市本町二丁目6番32号
 TEL・FAX 0277-46-4144